

令和6年

第1回臨時会

会議録

(第1号)

令和6年2月5日

**令和6年第1回 江差町議会臨時会
(第1号)**

◎期日及び場所

令和6年2月5日(月) 10時00分 江差町役場 議場

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
〔 町 長 行政報告 〕
- 日程第3 承認第1号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第2号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第1号 江差町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第2号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第13号)について
- 日程第7 議案第3号 工事請負契約の締結について

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
〔 町 長 行政報告 〕
- 日程第3 承認第1号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第2号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第1号 江差町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第2号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第13号)について
- 日程第7 議案第3号 工事請負契約の締結について

◎出席議員（11名）

議	長	萩原	徹
副	議長	塚本	眞
議	員	打越東	亜夫
	〃	飯田	隆一
	〃	小野	寺眞
	〃	室井	正行
	〃	小梅	洋子
	〃	西海	谷望
	〃	出崎	太郎
	〃	大門	和幸
	〃	増永	一彦

◎欠席議員（1名）

議	員	田畑	豊利
---	---	----	----

◎出席説明者

町	長	照井	誉之介
副	町長	田畑	明
教	育長	出崎	雄司
総	務課長	岸田	礼治
まちづくり	推進課長	尾山	徹
財	政課長	長尾	恵一
税	務課長	西海	谷靖
町民福祉	課長	畑	竜哉
健康推進	課長	白鳥	智子
健康推進	課参事	若狭	巧
産業振興	課長	竹内	強
産業振興	課参事	布施	順司
追分観光	課長	国仙	敏孝
建設水道	課長	岸田	雄治
高齢あんしん	課長	畑	明日香
出納室	長	岸田	真由美
学校教育	課長	宮津	宗介
社会教育	課長	安田	克臣
総務課	主幹	森	直彦
まちづくり	推進課主幹	秋山	悦子

(議会事務局)

局
書

長
記

梅 川 年 代
三 宮 弘 之

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和6年第1回江差町議会臨時会を開催致します。

(議長)

本日の会議を開く前に、少しお時間を頂きたいと思えます。

このたびの能登半島地震と、それに伴う大火災と大津波により、壊滅的な被害がもたらされ、240名を超える、尊い命が失われました。

ここに、犠牲となられた方々と、そのご遺族に対しまして、衷心より哀悼の意を表します。

また、負傷された方々を始め、被害に遭われ、避難生活を余儀なくされている被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

これより、犠牲となられました方々のご冥福を祈り、ここにおられる皆さまと共に、黙祷をささげたいと存じますので、宜しく申し上げます。

「事務局長」

それでは、皆様、ご起立をお願い致します。

黙祷。

※ 黙祷 (1分程度)

「事務局長」

お直り下さい。

(議長)

着席して下さい。

(議長)

皆様、ありがとうございました。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、9番、飯田議員、10番、打越議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

(議長)

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨に、議会運営委員会委員長から報告がありました。

従いまして、今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに、決定致しました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

はじめに、日本生命保険相互会社との包括連携協定締結についてご報告申し上げます。

本協定は、両者が有する人的物的資源を有効に活用し、町民の福祉の向上、地域の

活性化等を図ることを目的としているもので、去る1月22日に執り行いました調印式により、包括連携協定を締結したところです。

主な連携事項としましては、健康増進疾病予防、高齢者の介護生きがい増進、児童青少年の健全育成に関すること等としており、具体的な事業推進にあたっては、今後協議検討することとしております。

続いて、寄附採納についてご報告申し上げます。

令和5年12月20日、江差町字本町38番地、株式会社五勝手屋本舗 代表取締役 小笠原敏文様より、図書館の図書充実のためにと、現金10万円のご寄附がありました。

昭和62年に小笠原文庫を創設以来、毎年ご寄附頂き、これで寄附総額710万円となり、購入させて頂いた図書数も令和4年度までで2,042冊を数えました。文庫は北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し、地域全体に重要な存在となっているところでございます。そのため、本臨時会に補正予算として提案致しております。

次に、令和5年12月22日、匿名による現金500万円のご寄附がありました。

ご本人の意向により、匿名での指定寄附として、また、北の江の島事業等に役立てて頂きたいとのことから、次年度以降の北の江の島事業に活用させて頂くため、かもめ島交流拠点づくり基金に積み立て致します。

次に、令和5年12月27日、札幌市白石区平和通11丁目北8番 セコマグループ 丸吉梅沢製麺株式会社 代表取締役社長 武田秀幸様より、企業版ふるさと納税のご寄附がございました。

地域との深い関わりを持つセコマグループとして持続可能な地域づくりに少しでも役に立てて頂きたいとの意向から、当町では北の江の島事業に活用させて頂きます。

なお、ご寄附額につきましては、丸吉梅沢製麺株式会社様のご意向により、公表を控えさせて頂きます。

以上、ご寄附がございましたことをご報告申し上げますとともに、改めましてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

本年1月1日に発生した、令和6年能登半島地震における友好都市である石川県珠洲市に対する人的支援として、町職員の派遣に係る経費の補正につきまして、令和6年1月10日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

おはようございます。

それでは、承認第1号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書3ページの補正予算構成表をご覧ください。

能登半島地震災害派遣（珠洲市）です。

本年1月1日に発生した、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の地震により被災した、当町が友好都市提携及び災害時相互応援協定を締結している石川県珠洲市に対する人的支援として、町職員を派遣する費用です。

取り急ぎ、1月11日から2月13日までの間、各班が移動日を含め、6日間の行程で現地入りし、自己完結型により支援を行うべく、全8班、職員数13名分の時間外手当や旅費、滞在中の食糧費、消耗品費及び乗り入れた公用車の燃料費等を措置しました。

本件につきましては、珠洲市からの応援要請はなかったものの、町自らの判断で災害支援にあたることを決定したものであり、甚大な被災状況から、特に緊急を要する状況であったため、専決処分したものでございます。

補正額は、364万4千円、財源内訳は、全額一般財源ですが、別途特別交付税が措置されます。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い致します。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第4、承認第2号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第2号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

国の低所得世帯価格高騰支援給付金事業につきまして、新たな低所得者支援に基づく、これまで対象とならなかった世帯等に支援するための経費の補正につきまして、本年度中の支給完了を目指すことから、令和6年1月29日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、承認第2号について、補足説明させていただきます。

議案書17ページの補正予算構成表と、資料1もあわせてご覧下さい。

関連がございますので、記載の2事業を一括して説明致します。

昨年の第2回定例会及び第4回定例会で議決頂きました住民税非課税世帯への給付金につきましては、3万円と追加の7万円、合せて10万円を既に支給しているところですが、本事業は、昨年12月22日、新たに閣議決定されました低所得者支援に基づき、これまで対象とならなかった世帯等へ支援するものです。

まずは、令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業(均等割のみ課税世帯分)です。

住民税非課税世帯と同様に、物価高騰により、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。世帯数は170を見込んでおります。

次に、(こども加算)の分です。

既に7万円の追加給付を受けている住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下のこどもを養育する世帯を対象に、こども一人あたり5万円を支給するものです。対象世帯は35、こどもの数は70人を見込んでおります。

今回補正するいずれの給付金も、影響を受けている家庭へ速やかに支給する必要があり、また今月中の支給開始と年度内の完了を目指しておりますことから、専決処分したものであります。

補正の内容につきましては、給付金、郵便料及びシステム改修費を措置しており、補正額の合計は、2,115万1千円、財源内訳は、全額が、国の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金です。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第2号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を
求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第5、議案第1号、江差町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題と
致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第1号、江差町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、江差町手数料条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

町民福祉課長。

「町民福祉課長」（補足説明）

おはようございます。

それでは、議案第1号について説明させていただきます。

議案書27ページから29ページ、資料は3ページからの資料2、新旧対照表をご覧下さい。

今回の改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額は、定期的に見直しが行われるものでございまして、新たにサービス開始となる事務として、本籍地以外でも交付が可能となり、戸籍謄本等の広域交付や、マイナンバー制度を利用した戸籍謄本等の取得や、添付の省略などがあり、その申請手続きの際に、識別符号という、いわゆる戸籍や除籍を電子証明書として、確認を行うために用いるパスワードのようなものなのですが、その識別符号を取得することで、行政機関や紙での戸籍の提出を省略できることとなりますので、その識別符号を発行する際の事務手数料などを、新たに定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方、宜しくお願いします。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えー、今回のこの改正に伴って、昨年度と比較してですね、何パーセント、金額的にどの程度増えるのか、その辺のところ抑えているのかどうか、ちょっと、教えて頂きたいと思います。

（議長）

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

えーと、まだ、いくらぐらいってというのは、正直言って、抑えていません。どのくらいの件数がこの制度を利用するかっていうのは、ちょっと、今のところ、まだ、抑えていないという状況です。

以上でございます。

（議長）

他に、質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）

議案第1号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第2号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第13号)についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第13号)についてでございます。

今回の補正につきましては、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立など9事業に係る経費の補正、繰越明許費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2億2,469万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、72億693万2千円とするものでございます。

また、併せまして地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第2号の補正予算第13号について、補足説明致します。

議案書33ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立です。

札幌市に本社を置く企業からの企業版ふるさと納税で、寄附意向に従い、次年度以降の北の江の島事業に充当するため、同基金へ積み立てます。補正額は30万円です。

次に、江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立です。

本日の行政報告にありました匿名の方から頂きました御寄附を、次年度以降における北の江の島事業に充当するため、同基金へ積み立てます。本寄附につきましては、

企業版ふるさと納税ではなく、一般寄附の取扱いとなりますので、同基金へ積立てるものでございます。補正額は500万円です。

次に、能登半島地震被災地義援金です。

この間の人的支援に加え、先般15日開催の管内副町長会議並びに18日開催の檜山町村会における町長会議においては、道南地域が、北海道南西沖地震の際、全国各地の自治体から多くの支援を頂いた経過を踏まえて、檜山町村会として構成7町が100万円ずつ、計700万円を石川県へ贈ることが確認されました。

補正額は100万円、全額一般財源です。なお、江差町単独での珠洲市への義援金につきましては、現在、皆様に募っている分と合わせ、年度末に贈ることを検討しており、3月定例会で提案させていただきますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

また参考までに、1月31日までの珠洲市への義援金等の状況をお知らせ致します。まずは義援金です。募金箱を除いた、町が直接受領した分につきましては、大口の寄附も含み40件、5,241万円となっております。

次に、ふるさと納税の代理寄附分です。こちらにつきましては、735件、1,066万7千円となっております。

この両方を合計しますと、775件、6,307万7千円の御寄附を頂いております。江差町を介して、たくさんの善意をお寄せ頂きましたこと、私からも、心よりお礼を申し上げます。

次に、有害鳥獣駆除です。

近年、警戒心の薄いヒグマが人里に出没している状況を踏まえ、道では、春期管理捕獲支援事業補助金を本年1月26日に施行しましたが、当町におきましても出没件数が急増した昨年の状況があるため、この補助金を活用しながら、今春のヒグマ対策を講じることと致しました。

補正額は、対象経費の2分の1が補助されますことから、既定の事業費22万円について、一般財源から道支出金へ11万円財源更正するものです。

次に、能登半島地震災害派遣（珠洲市）です。

本件につきましては、先ほど補正予算（第11号）でご承認頂きました事業の追加補正となります。

補正済の事業では、1月11日から2月13日までの8班分の派遣費用を措置しておりますところ、本補正につきましては、2月12日以降、2月29日までの9班12班の分を追加するものです。

補正の内訳につきましては、同様ですので説明を省略させていただきます。

補正額は218万3千円、財源内訳のその他特定財源につきましては、本事業費は、檜山町村会主体の取組となって、以降の経費を当町が一時立て替えする形を取りましたので、当町を除く構成町6町分計126万円を別途収入するものです。

次に、町立小学校中学校エアコン設置工事を併せて説明させていただきます。

記録的な猛暑となった昨年の夏を踏まえ、熱中症対策や適切な教育環境の整備といった観点からも、学校における暑さ対策は喫緊の課題という認識のもと、町立小中学校5校の全てについて、日常的に多くを過ごす普通教室、特別支援教室等にエアコンを設置します。設置の完了は、今年の夏休み前を目指します。

補正額は、両方を合わせて2億1,401万4千円。財源内訳は、地方債として補正予算債が2億1,390万円、残る11万4千円が一般財源です。なお、設置工事は4か月程度の工期を見込んでおり、年度内に完了できないことから、36ページに第2表繰越明許費の追加補正をお願いしております。

また、37ページには、第3表地方債の追加補正をお願いしておりますので、併せてご確認ください。

更に2点、補足させていただきます。1点目が、国庫補助金についてです。本事業に対しましては、昨年暮れに文部科学省所管の補助金の今年度の追加要望調査があり、町は、実施設計費と本工事費を合わせて要望しておりました。その結果、先週木曜日に1月30日付けで内定された旨、通知を受けたところでございます。金額は6,684万1千円。本臨時会議案作成後の内定となり、盛り込むことが出来ませんでしたので、3月定例会にて財源更正させていただきます。

2点目です。昨年第6回臨時会の際、私からは、設置工事の費用につきましては、新年度予算にて上程すると説明させていただいたところですが、国の補助金の経理上、今年度の予算の扱いとなったことに加えまして、1日も早い設置完了を目指す観点から、本臨時会に切り替えて提案させていただきましたので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

次に、図書館資料整備です。

先ほど行政報告致しましたとおり、株式会社五勝手屋本舗様からの御寄附により、図書の整備を図るものです。補正額は、10万円です。

最後に、運動公園テニスコート中央フェンス補修工事です。資料3も併せてご覧下さい。

昨年秋に、江差中学校生徒の意見を取り入れ整備した、子どもふれあい広場と、隣接するテニスコートを隔てるフェンスを補強する工事です。

今後の強風などによる倒壊を防ぐため、腐食が進んでいる6か所の支柱の内部に、支えとなる鋼管を挿入し安定性を高め、利用者の安全を確保します。

補正額は210万1千円。その他特定財源の210万円は、ふるさと応援基金繰入金です。

以上、第13号補正予算全体の合計額は、2億2,469万8千円となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

説明は以上となります。ご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー。先程の、あの～運動公園のテニスコートの補修工事についての質問です。
この補修工事っていうのは、江差町が掲げております、長寿命化計画の中の一貫の1つとして、やるというふうにとらまえて宜しいのでしょうか。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

はい。今、増永議員の方から、ご質問ありました件ですが、まず、あの一運動公園につきましても、えーと、江差町の社会教育施設長寿命化計画というのが、まず、たてられています。で、これについては、文化ですとか、運動公園になりますけども、えーとその中で、大きく捉えられている野球場ですとか、大きな部分は捉えられていますが、細かいフェンスですとか、細かい部分まで個別でというところでは、町寿命化計画の中には、盛り込んでなかった部分ですけども、今回、そういった部分が出て来たということで、ま、長寿命化計画の中で全部位置付けられているものでは、なかったんですが、今回そういう補修が対応が必要だということで、緊急的に補修をさせて頂きたいということで、ご提案させて頂いているものでございます。

以上です。はい。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

ということは、長寿命化計画ではない、別物っていうふうに考えて宜しいんですか。でも今の説明だったら、その中の、中の、中に含まれる部分というふうにとらまえますよね。と、ということは、少なくとも長寿命化計画の一つとして、細分化された中の細かい部分にはいかないけども、ザックリとした中の長寿命化計画っていう形で、進めてるっていうふうに、受け止めていいんですか。それ駄目なんですか。それだけ、教えて下さい。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

えーすいません。えーと、長寿命化計画の中で、個別に、あの、今回の先程説明した中では、計画の中で個別にこれをしていくというところまでの、このフェンスの部分まで盛り込んでいるものではなかったんですけども、1つは、運動公園全体の中で、今後、含めてですね、全体的な中で更に、細かい部分での調整をしていかなければならないです。この計画の中で、やっていかなければならないというふうに考えていますので、ご理解願いたいです。

「増永議員」

はい。わかりました。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーと、ただ今説明頂きました、学校管理費の中のエアコン設置でありますけれども、ま、6,600万の文科省の内示が出たっていうことで、ま、これは、担当課の敬意を表します。ただ、あの、完成が夏休み前ということでありましたけれども、そうしますと、だいたい7月25、6日あたりが、完成ということになりますと、工事期間中は、これ、どうなんですかね。学校が授業やりながら、工事は可能なんですか。もう少し、やっぱり、このどうせ付けるんでしたらね、やっぱり、もう、7月に入ったら、もう、猛暑が続く去年の例を見ましてもね、もう少し早く設置完了というふうに、恰好にならないものなのか。その点確認させて下さい。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。飯田議員からのご質問でございます。ま、夏休み前の完成を目指して、こちらの方、事務の方、取り進めているところでございます。えー、基本的にはですね、標準工期がありますので、工期自体は当然その夏休み前の終了という形で設置設定はさせて頂くんですけれども、ま、事業者さんの方ですね、何とかその早目の設置をお願いするというようなことで、我々は求めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解頂ければというふうに思います。

「飯田議員」

はい。わかりました。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

1点だけ。あの、エアコン設置、ね、大変、あの、素早いですね、対応で私も少しでもですね、この予算獲得に応援したいと思ってですね、私の立場で東京の方に電話しておりました。あの、町長とまちづくり推進課長わかっていると思いますけど、私が電話したあと、その先生のところにお伺いするっていうことを聞いていました。

それでですね、ま、さっき財政課長の説明でですね、あの、などって言いましたね、特別支援教室など、これは、全部でないんですか。あと、どこ入っているんでしょうか。教室、一般教室でしょ。特別支援教室でしょう。もちろん、職員室も入ってますよね。保健室とか、あと何か、入っているとこってどの辺になるんだろうな。予算的に。もうそれわかるのであれば、説明してもらいたいと思います。

以上。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。えーと、設置教室の関係でございます。室井議員からお話ありましたとおり、普通教室、それから特別支援教室、それ以外はですね、学校の職員室、保健室、それから、校長室、それ以外に、特別教室と致しまして、音楽室にも設置する予定になっております。で、なぜ、特別教室、音楽室だけにしかかって言いますと、あの、授業の関係で、楽器、ピアノ類ですとか、これが持ち出し出来ないことから、音楽室のみをですね、設置することに致しまして、他の授業につきましては、いわゆるその普通

教室内で対応が可能だということで、学校からも確認をとっておりますので、ご理解頂ければと思います。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

いいのかな。

はい、わかりました。あの、本当にね、素早い対応してくれたと思いますよ。素晴らしい。褒めてあげたいと思いますよ。本当にね、あの、これはね、大事なことだね、これが1つね、子供達だけでない、子供達を育てるお母さん方にもね、ちゃんと伝えられますよ。町はちゃんとやってくれたと。これがね、行政と民間のですね、そういう絆深めることだと思いますので、あとはですね、うーんと、これ工事、予算のだから、工事発注は。新年度になってからですか。今、やるんですね、これ議決終わったら。したら、あとは建設水道課長の方でですね、頑張ってますね、なるべく、あの早くですね、あの、今、飯田議員もありましたけど、早く完成させるように、はっぴかけてやるのが大事だと思いますけど、如何でしょうか。今日、課長、いないな。うん、いや、いいよ、いなかったら。あ、あ、あ、いたね、あ、すいません。うん、宜しくお願いします。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。えー工事の関係で、ご質問ありましたんで、私の方から答弁させていただきますが、ま、あの、今回、えー、補正議決頂きましたら、このあと、ま、指名委員会等々通しながらですね、発注になっていくと思いますが、ま、今の担当課との調整の中では、3月議会にですね、議決がかければというふうに考えていますんで、今後とも、また、あの、ご協力の程、宜しくお願い致します。

以上です。

(議長)

その他、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第13号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第3号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求

めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的、令和5年度、町道陣屋椴川線第3椴川橋架換工事（上部工）、工事場所、江差町字椴川町地内、契約の方法、指名競争入札契約の金額、1億6,775万円、契約の相手方、前田組宏栄建設経常建設共同企業体、代表者、檜山郡江差町字豊川町168番地1、株式会社前田組、代表取締役、前田憲男でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮り致します。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）

議案第3号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。
よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

以上で、今臨時会に付議された事件については、全て議了致しました。
これで、会議を閉じます。

令和6年第1回江差町議会臨時会を閉会致します。

閉 会 10:36